

23 契 第 153 号
平成23年5月 13日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 菅家 一郎
(公印省略)

土木設計業務の最低制限価格の算定基準の一部改正について(通知)

このことについて、本年4月より、国において、下記のとおり土木設計業務の低入札価格調査の調査基準価格の算定基準が改められました。

このため、国の当該基準を基本とする本市の土木設計業務の最低制限価格の算定基準を一部改めましたので、お知らせします。(算定方法は非公表。)

なお、改正後の基準については、平成23年5月16日以後に入札公告及び指名通知を行う入札より適用いたします。

記

1 国の土木設計業務の低入札価格調査の調査基準価格の算定基準の改正内容

次のとおり、国において、土木設計業務の低入札価格調査の調査基準価格の算定における算入費目等の基準が改められました。

改正後	改正前
直接人件費の額	直接人件費の額
直接経費の額	直接経費の額
その他原価の額の 90%	技術経費の額の 60%
一般管理費等の額の 30%	諸経費の額の 60%

事務担当

契約検査課入札契約グループ
電話 0242-39-1217